

伊達市デマンド交通システム導入業務委託仕様書

本仕様書は、伊達市が委託する「伊達市デマンド交通システム導入業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに受託者が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 業務名

伊達市デマンド交通システム導入業務委託

2 納入場所

伊達市が指定する場所

3 業務の履行期間

契約の日から令和6年3月 31 日までとする。

4 業務の目的

- (1) 本業務は、令和6年3月末で契約を満了するシステムについて、令和6年4月以降使用するシステムを選定し、システムの環境整備・導入・支援までの一連の業務として行い、その後、保守・運行などを行うことを目的とする。
- (2) 本業務により、予約センターのオペレーターは利用者の予約を素早く正確に把握し、オペレーション(配車)を行い、車両に搭載している車載機へ配車データを伝送する。また、ドライバーは車載機に伝送された配車データから、利用者の乗降車位置及び自車位置を把握し効率的な運行ルートでスムーズな運行を実現する。
- (3) 本業務により、利用者がインターネットを通じて予約できるようにすることで、利用者の利便性を向上させ、さらに予約センターの予約電話の混雑緩和を図る。
- (4) 本業務により導入したシステムが利用状況等のレポート機能を有することで、その機能を活用して更なる利用促進、時刻表や路線等の運行方式の改善等に活用できるものとする。

5 業務の内容

本プロポーザルで決定した本業務の受託者は次の業務を行うものとする。

なお、記載の内容は、本業務に概ね必要と思われる事項について示すものであり、受託者の企画提案により調整するものとする。

(1) 委託業務の工程作成

受託者は、委託業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成するとともに、業務着手に必要な準備を行うこと。

(2) システムの環境整備

受託者は、システムを運用するにあたり、必要な機器・設備及び稼働環境を整備すること。必要と思われる機器については概ね「6. システムの構成」及び「7. 予約受付端末・車載機要件」にあげるものとし、受託者の企画提案により調整するものとする。なお、機器・設備等の設置箇所及び設置方法は、伊達市及び受託者の協議の上調整するものとする。

また、システムの運用にあたり生じる予約センターのインターネット通信料、電話料については運行主体の負担とし、車載機の通信料は受託者の負担とし見積書に含むものとする。

(3) システムの導入

受託者は、予約センターのオペレーター用予約受付端末2台及び車載機7台(予備2台を含む)を使用して運用することができるシステムを導入すること。その際、令和6年4月から円滑に業務が行われるよう、利用登録者情報、ランドマーク情報等を既存システムから新システムへ移行・登録すること。

(4) システムの導入支援及び運用

システムを導入し、運用するにあたり、受託者は必要な役務を提供するものとし、次にあげる業務を行うものとする。

- ①システムの運用に関するマニュアルの作成
- ②システムの運用に関するオペレーターへの研修
- ③システムの運用に関するドライバーへの研修
- ④システム及び機器、設備等の保守・運用
- ⑤その他、システムの導入、運用に必要な支援

6 システムの構成

(1) 本業務における主要な機器構成を以下に示す。

- ① 予約配車システム一式
- ② 予約受付端末2台(予約センターに設置)
- ③ 車載機7台(予備2台含む、各車両に設置)

(2) 予約配車システムはSaaS／クラウド方式とし、機器類は協議の上調整するものとする。

(3) 車両への情報伝達については、インターネット経由の通信による配車方式とすること。

また、車両への情報表示は、8インチ程度の車載機画面に表示させること。予約受付端末、車載機は地図表示機能を有すること。

(4) 後述する機器仕様に記載されている内容に伴い、システム構成上必要な関係部品または機器等があれば付加し、整備すること。

7 予約受付端末・車載機要件

受託者が整備する予約受付端末・車載機及びそれに関連した機器等の要件は次のとおりとする。

ただし、これらはシステムの運用に概ね必要と思われる要件について示すものであり、受託者の企画提案により調整するものとする。

(1) 予約受付端末に関する必要な機器及び仕様は下記のとおりとする。

①デスクトップPC 2台

CPU:Corei5 メモリ 8GB SSD256GB 以上

Officepersonal2019 ソフトウェア等を同封すること。

モニターサイズは 23 インチ以上とすること。

O/S、メインメモリについては、円滑に稼働できる能力を有すること。

②CTI 関係機器・設備

電話とシステムが連携した運用を行うにあたり、必要な機器、設備を設置すること。

③ヘッドセット3台(予備1台含む)

オペレーターが電話受付するためのヘッドセットを準備すること。

④無停電装置1台

予約受付端末の落雷・瞬間停電対策のため設置すること。

⑤レーザープリンター1台

A4判モノクロ印刷、A4判モノクロコピーが可能なもの

⑥スイッチングハブ2台(予備1台含む)

⑦ルーター2台(予備1台含む)

(2) 車載機に関する必要な機器及び仕様は下記のとおりとする。

①車載機本体(タブレット) 7台(予備2台含む)

ディスプレイ:8インチ程度

車両へ固定搭載が可能な情報表示機で、パケット通信機能もしくは受付端末との通信機能を有していること。5年のセンドバック保守を含むこと。

O/S、CPU、メインメモリについては、円滑に稼働できる能力を有すること。

②車載機備品 6セット(予備1セット含む)

車両に固定する器具や充電器、シガーソケットなど、車載機を適正に使用するための器具を用意すること。

(3) その他

上記のほか、予約受付システムを運用し、まちなかタクシーが適切に運行されるよう必要な稼働環境を整備すること。

8 ソフトウェア要件

(1) ソフトウェアの仕様については下記のとおりとする。

①予約システムソフトウェア

予約受付端末、車載機を活用し、運用できるものとし、仕様書別紙1「ほぼらまちなかタクシーでの現在の運行内容」に照らし合わせ、適切に使用することができるシステムであること。システムの運用は、クラウドサーバーを活用した方法とする。

なお、機能仕様は仕様書別紙2「機能要件一覧表」に示す。

②利用者向け受付システム

利用者はWEBを通じて予約をすることができ、受付端末との予約情報の即時連携が可能なシステムを有すること。また、WEBについては、以下のOSおよびブラウザで安定して動作するものとする。

OS	ブラウザ
Android5.0.2 以上	GoogleChrome
iOS9 以上	Safari
Windows10 以上	MicrosoftEdge
MacOS	Safari

(2) ソフトウェアの機能仕様については、仕様書別紙2「機能要件一覧表」に示す。

9 機器の納入設置および付帯業務

(1) 機器の納入は、工程表のとおり実施すること。

(2) 機器の搬入については、指定する場所に搬入及び設置するものとし、搬送及び調整費用等一式を契約内容に含めるものとする。

- (3) 利用者データ13,609件(令和5年8月末時点)、ランドマーク775件(令和5年8月末時点)等を新システムに移行すること。
- (4) 運用切り替え時には、旧システムから予約情報を移行もしくは切り替え前から並行稼働するなどして、スムーズかつ安定した運用となるようにすること。

10 研修

- (1) デマンド交通システムが円滑な運行を行えるよう、本業務に関わる事務局、オペレーター及びドライバーに対して、十分な業務スキルを習得させるため、運行開始期間までに計2日間以上の研修やテスト運行等を実施すること。
- (2) 機器の設定及び保守に必要な日本語対応の操作・運用管理マニュアル、設定内容、機器一覧等を書面及び電子データで整備すること。

11 保守

- (1) セキュリティ・ハッカー、各種ウイルスなどのインターネット上の脅威を防ぐため、システムの運用にあたっては適切なセキュリティ対策が講じられていること。
- (2) システムの故障発生に対し受付窓口(平日 8:00~17:00、土日祝日および年末年始(12月29日~1月3日)を除く)を設置し、迅速に対応する事ができる体制が整備されていること。
- (3) 予約受付センター内のハード、ネットワークに起因する障害への対応として、平日 9:00~17:00での現地駆け付け対応等が可能であること。

12 成果品

- (1) 機器・設備等設置完了報告書 1部
- (2) システム導入完了報告書 1部
- (3) システムの操作マニュアル 3部
- (4) その他、本業務に附帯する資料等一式
- (5) 上記(1)から(4)までの電子データ(CD-R等)2部

13 留意事項

- (1) 法令等の遵守
受託者は、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 機密保持
受託者は契約の履行にあたり知り得た情報を本契約の履行用に供する目的以外に利用しないこと。また、承諾なしに第三者に開示しないこと。契約の終了後においても同様であること。
- (3) 再委託の禁止
受託者は、原則として本業務を第三者に委託してはならない。なお、契約業務の一部を委託する場合について、伊達市の承諾を得た場合にはその限りではない。
- (4) 成果品等の帰属
本業務において得られた成果品等については、伊達市に帰属するものとする。
- (5) 瑕疵担保
システム及び成果品その他本業務に関係する内容について、瑕疵が発見された場合は、伊達

市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(6) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するもの